**医療保険付保規定**

（目的）

第1条　本規程は株式会社〇〇（以下「会社」という。）が従業員の福利厚生を図るため、従業員に医療保険を付与し、第2条に定める者の入院・通院時に支給する金銭等について必要な事項を定める。

（被保険者）

第2条　保険の被保険者の範囲は下記の該当者とする。ただし、パート・アルバイトや契約社員、派遣社員は除くものとする。

・勤続1年以上のすべての社員

なお、医療保険の付与を希望しない者、または健康状態等の理由により保険会社の契約条件に合致しない者はこの限りではない。

（運営）

第3条　会社は第2条に当てはまるものを被保険者とし、保険金の受け取りを被保険者とする。また、保険会社との間で契約を締結し、会社は保険料を負担する。

（保険金額）

第4条　保険料は、入院日額〇円となる保険金額とする。

（給付金）

第5条　被保険者が入院・通院した場合、第4条に定めた金額が保険会社から従業員に支払われる。

付則

この規程は、〇〇年〇月〇日から実施する。